

平成 24 年 12 月 12 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
 ジャパンエクセレント投 資 法 人
 代表者名 執 行 役 員 戸 田 千 史
 (コード番号:8987)

資産運用会社名
 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社
 代表者名 代表取締役社長 戸 田 千 史
 問合せ先 経 営 企 画 部 長 佐 々 木 敏 彦
 TEL.03-5575-3511 (代表)

資産運用委託契約の一部変更に関するお知らせ

本投資法人は、資産の運用を委託するジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)に対する委託報酬(以下「資産運用報酬」といいます。)について、下記のとおり一部変更することを決定し、資産運用会社との間で、平成 18 年 2 月 20 日付資産運用委託契約の一部変更に関する契約を締結しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

本投資法人が支払う資産運用報酬のうち、運用資産額に連動する運用報酬 I について、運用資産額が 1,000 億円までの部分の料率は 0.4%とされていたところ、この料率を平成 23 年 12 月期～平成 25 年 6 月期に係る計算期間に限り、0.3%とする旨定めていましたが(注)、かかる適用期間の定めを削除し、以下に記載のとおり、平成 25 年 7 月以降も料率 0.3%の適用を継続いたします。

(注)本投資法人規約第 35 条(1)において、運用資産額が 1,000 億円までの部分の料率は 0.5%を上限とする旨定められています。

(変更前)

運用報酬 I

本投資法人の直前の決算期の翌日から 3 ヶ月目の末日までの期間(以下「計算期間 I」という。)及び計算期間 I の末日の翌日から決算期までの期間(以下「計算期間 II」という。)毎に、本投資法人の運用資産額に対して以下の料率を乗じた金額×当該計算期間の実日数÷365 に相当する金額(円単位未満切捨て)を運用報酬 I とする。但し、本投資法人の平成 23 年 12 月期ないし平成 25 年 6 月期に係る計算期間においては、下表の「0.4%」とあるのは「0.3%」とする。

運用資産額	料率
1,000 億円までの部分	0.4%
1,000 億円を超えて 2,000 億円までの部分	0.25%
2,000 億円を超える部分	0.125%

<後略>

(変更後)

運用報酬 I

本投資法人の直前の決算期の翌日から 3 ヶ月目の末日までの期間(以下「計算期間 I」という。)及び計算期間 I の末日の翌日から決算期までの期間(以下「計算期間 II」という。)毎に、本投資法人の運用資産額に対して以下の料率を乗じた金額×当該計算期間の実日数÷365 に相当する金額(円単位未満切捨て)を運用報酬 I とする。

運用資産額	料率
1,000 億円までの部分	0.3%
1,000 億円を超えて 2,000 億円までの部分	0.25%
2,000 億円を超える部分	0.125%

<後略>

2. 変更の理由

今後の運用資産額の増加を見込むこと等を勘案し、変更を行うものです。

3. 今後の見通し

本件報酬変更による本投資法人の平成 24 年 12 月期(平成 24 年 7 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日)及び平成 25 年 6 月期(平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日)の運用状況の予想に与える影響はありません。

以上

※ 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.excellent-reit.co.jp/>